

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、関電ファシリティーズ株式会社（所在地 大阪府大阪市）外 1 社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 7 年 7 月 4 日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 椎谷 環
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
関電ファシリティーズ株式会社	大阪府大阪市中央区城見 1 丁目 3 番 7 号

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 7 月 4 日～令和 7 年 10 月 3 日（3 ヲ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、平成 30 年 8 月 23 日、令和元年 7 月 10 日、令和 2 年 8 月 20 日、令和 3 年 8 月 12 日及び令和 4 年 8 月 10 日に行った、平成 30 年 3 月 31 日、平成 31 年 3 月 31 日、令和 2 年 3 月 31 日、令和 3 年 3 月 31 日及び令和 4 年 3 月 31 日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第 27 条の 26 第 2 項から第 4 項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に、技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（A 氏にあつては、1 級電気工事施工管理技士及び 1 級管工事施工管理技士、B 氏にあつては 1 級管工事施工管理技士）を取得したため当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことから、令和 6 年 12 月 19 日付けで建設業許可部局（大阪府）より指示処分を受けた。

5. 措置理由

上記 4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 13 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 1 ヲ月以上 9 ヲ月以内

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社かんでんエンジニアリング	大阪府大阪市北区中之島 6 丁目 2 番 2 7 号

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 7 月 4 日～令和 7 年 10 月 3 日（3 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和 6 年 7 月 3 日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第 31 条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分（22 日間）を受けた。

5. 措置理由

上記 4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 13 号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く）。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内